

# 令和4年度 岩手県農薬管理使用アドバイザー 認定試験問題

## (留意事項)

- 1 試験問題数は24問、試験時間は60分です。
- 2 設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の  に記入してください。
- 3  に、番号以外を記入した場合、番号を2つ以上記入した場合は「無効」となります。
- 4 本試験は、研修受講時に自らが記入したノートを見ることは可としますが、研修テキスト（農薬概説）及びその他配布された資料を見ることは禁じます。
- 5 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- 6 問題は、試験問題1ページから12ページまでです。落丁、印刷ミスがある場合には、挙手してください。
- 7 試験時間終了前に解答記入が終わった者は、挙手し、問題用紙と受講票を合わせて試験官に提出したのち、忘れ物のないように静かに退室してください。
- 8 不正行為をした者は、試験を中止し、退室いただきます。
- 9 試験終了時間には、必ず試験を終了し退室してください。（終了後も試験を継続した場合は試験結果を無効とします。）
- 10 下欄に「受講番号」及び「氏名」を記入して開始の合図までお待ちください。

受講番号		氏名	
------	--	----	--

\*問題は全部で24問あります。設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の  に記入してください。

問1 植物防疫法の目的に関する次の記述について、空欄に当てはまる正しい語句の組み合わせを(1)～(4)から1つ選び、番号を書きなさい。

第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を（ a ）し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって（ b ）の安全及び助長を図ることを目的とする。

- (1) (a) 保護            (b) 労働者
- (2) (a) 検疫            (b) 労働者
- (3) (a) 保護            (b) 農業生産
- (4) (a) 検疫            (b) 農業生産

解答

問2 病虫害防除に関する基本的な考え方のうち、誤っているものを(1)～(4)から1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 病虫害の発生しにくいほ場づくり
- (2) 実用可能な生物的、耕種的、地理的防除法の積極的な利用
- (3) 病虫害発生予察情報等に基づく、発生動向に応じた適期防除
- (4) 病虫害の耐性、抵抗性の発達を抑えるために、同一作用機構の薬剤の連用回避

解答

問3 農薬の分類・特性に関する次の記述のうち、下線部が誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 殺菌剤は、有害な菌（病原細菌、病原糸状菌）を防除する剤であり、植物の病害に対する抵抗性を誘導する薬剤もある。
- (2) 殺虫剤は、狭義には有害な昆虫（害虫）を防除する薬剤を示すが、広義には殺ダニ剤、殺線虫剤、貯穀害虫防除に用いられるくん蒸剤も含まれる。
- (3) 交信かく乱剤は、昆虫の雌が雄を誘引するために気中に放出する物質（性フェロモン）を製剤化したもので、雄を殺虫する。
- (4) 展着剤は、それ自体に薬効を持たず、散布薬液の湿展（ぬれ）、乳化、分散、浸透、固着、懸濁、消泡などの物理性を高める。

解答 

(3)
-----

問4 農薬の施用技術に関する次の記述のうち、下線部が誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬を散布する際、一般に散布粒子が小さいほど作物体への付着が良いが、ドリフトによる散布ロスや散布者の暴露あるいは周辺への飛散リスクは高くなる。
- (2) 散布薬剤の飛散を抑えるため、農薬の散布はできるだけ風の弱い時間帯に行う。
- (3) 水稻のフロアブル剤は、田植え同時処理や原液湛水散布等が可能であり、省力的な施用法に用いられる。
- (4) 無人航空機による防除は実施面積が年々増加しているが、水稻病虫害防除での利用に留まっている。

解答 

(4)
-----

問5 農薬取締法第1条(法の目的)について空欄に当てはまる言葉を選び、番号を書きなさい。

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、( )に寄与することを目的とする。

- (1) 公共の福祉の増進
- (2) 食品の安全性の確保
- (3) 国民の生活環境の保全
- (4) 保健衛生上の危害防止

解答 (3)

問6 農薬取締法第2条(定義)に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「農薬」には、農作物等の病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤だけではなく、展着剤、交信攪乱剤も含まれる。
- (2) 「農薬」には、農作物等の生理機能の増進・抑制に用いる成長促進剤や発芽抑制剤も含まれる。
- (3) 「農作物等」とは、農作物、庭木、街路樹、森林、芝生など、人が栽培・管理する植物全てのことである。
- (4) 「病虫害」とは、農作物等を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他動植物又はウイルスのほか、不快害虫や衛生害虫を含む。

解答 (4)

問7 農薬取締法のうち「販売者」および「販売者の義務」に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「販売者」とは、農薬を販売（授与は含まない）する者のことである。
- (2) 農薬販売者は、新たに販売を開始する場合はその開始の日までに、届出事項を変更又は廃止した場合にあつては、変更又は廃止の日から2週間以内に届出をしなければならない。
- (3) 農薬販売者は、帳簿を備え付け、農薬の種類別に、譲受数量及び譲渡数量を記載し、これを保存しなければならない。
- (4) 農薬販売者は、販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

解答 

(1)
-----

問8 農薬取締法のうち使用者の義務に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 何人も、容器又は包装に法の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならない。
- (2) 農薬使用者は、農薬取締法第25条で定められた基準（農薬使用基準）に違反して、農薬を使用してはならない。
- (3) 農薬使用基準は、農薬容器のラベルや、容器に添付された文書等に示されていないため、都道府県知事が指定する者の指導を受ける必要がある。
- (4) 農薬の使用者には使用年月日、農薬名、作物名、使用場所、使用量・希釈倍数等の農薬使用実績を記帳する努力義務がある。

解答 

(3)
-----

問9 毒物及び劇物取締法に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 毒物又は劇物を販売しようとする者は、都道府県知事等の登録を受けなければならない。
- (2) この法律は毒物劇物営業者の遵守事項等を定めたものであるが、農家等の使用者に対しては、この法律は適用されない。
- (3) 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を直接取り扱う店舗に毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。
- (4) 毒物劇物営業者は、18歳未満の者に対し毒物又は劇物を交付してはならない。

解答 

(2)
-----

問10 毒物及び劇物の取扱いに関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 不要になった毒物又は劇物を使用者自らが廃棄することが困難な場合、その廃棄を法に定められた方法により適正に廃棄することができる処理業者等に委託をしてもよい。
- (2) 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐため、保管場所に鍵をかけるなどの措置を講じなければならない。
- (3) 毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失した場合であっても、その量が少ない時には警察署に届け出る必要はない。
- (4) 毒物を保管する場所には「医薬用外毒物」の表示を、劇物を保管する場所には「医薬用外劇物」の表示をそれぞれ行わなければならない。

解答 

(3)
-----

問11 食品衛生法に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。
- (2) 食品衛生法で食品とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する医薬品及び医薬部外品もこれに含まれる。
- (3) 食品衛生法に基づき、都道府県等は食品衛生に関する監視指導の計画を定め、それに基づき流通食品等の監視指導を行う。
- (4) 食品衛生法で、自らの責任において販売食品等の安全性を確保する義務があるとされる「食品等事業者」には、農業における食品の採取業、食品の製造等に用いる器具及び容器包装を販売する事業者も含まれる。

解答 

(2)
-----

問12 残留農薬等の基準に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品の成分に係る規格が定められている農薬等については、「残留基準」を超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (2) 残留基準が定められていない農薬については、「一律基準」として設定された10ppmを超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (3) 食品に残留した場合であっても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものについては、基準適用の対象外とし、厚生労働大臣が指定している。
- (4) 厚生労働大臣は、食品に残留する農薬の量の限度を定めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供等の協力を求めることができる。

解答 

(2)
-----

問13 害虫防除に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 卵から幼虫を経て成虫が交尾・産卵して死ぬまでの一生を1世代という。ハダニ類やアブラムシ類、コナガは1世代の期間が短く、高い増殖力をもつことから、抵抗性が発達しやすい。
- (2) バイオタイプとは、分類学上同じ種の害虫だが、遺伝子レベルでは違う種内グループのことである。バイオタイプが違う場合でも、効果のある殺虫剤は全く同じである。
- (3) 生物的防除とは、天敵を利用して害虫を防除する防除法である。天敵には、害虫を餌とする昆虫のほか、害虫に病原性を示す微生物も含まれる。
- (4) 薬剤抵抗性を回避するためには、複数の薬剤をローテーションするだけでなく、害虫や薬剤の情報、現場の状況を踏まえ、耕種的・物理的・生物的防除などを組み合わせた対策が必要である。

解答 

(2)
-----

問14 病害に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) ウイルス病を治療（ウイルスを直接不活化）する実用的な農薬は無い。ウイルス病のうち、昆虫が媒介するものについては、殺虫剤によって発生を予防する。
- (2) 病気を発生させないためには、前年の罹病植物の残渣など第一次伝染源となるものを取り除くことが大切である。
- (3) 植物の病気は主因（病原体）・素因（宿主）・誘因（環境）の3要因が重なると成立する。
- (4) 耐性菌の発達を抑制するには、作用性が同じ系統の薬剤を交互に散布するのがよい。

解答 

(4)
-----

問15 環境にやさしい防除法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 環境保全型農業とは、「農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されている。
- (2) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）は、環境にやさしい防除の中核となる取組である。
- (3) IPMに基づく害虫の総合的防除では、被害をなくすために害虫を全滅させることを目指している。
- (4) 生物的防除法は、現在、環境にやさしい防除法として注目されている。

解答 

(3)
-----

問16 雑草の種類及び防除方法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 雑草は種類によって、決まった季節、時期に発生するものがほとんどである。
- (2) 除草剤の殺草力は、雑草の生育ステージ（大きさや葉数）により異なる。
- (3) 水稲除草剤には、初期剤、中期剤、後期剤がある。
- (4) 最近の除草剤はどれも効果が高いので、発生している雑草の種類を気にせずに使うことができる。

解答 

(4)
-----

問17 農薬のリスク評価と安全性に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬を作物に散布する時には、農薬に触れたり吸入したりすること等による散布者へのリスク（健康影響）が考えられる。
- (2) 収穫物の残留農薬リスクは、実験動物を用いた毒性試験等に基づき評価されている。
- (3) 農薬の環境（水域の生活環境動植物、有用動植物等）へのリスクに関する評価は、農薬使用上の注意に反映されている。
- (4) 農薬を作物に散布する際には、散布対象作物へのリスク（薬害）は考えられるが、生態系への影響はリスクとはならない。

解答 

(4)
-----

問18 農薬の毒性評価や各種基準等に対する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬の安全性は、登録制度に基づき確認されている。
- (2) 農薬登録基準は、食品衛生法に基づき設定されている。
- (3) 農薬の毒性を調べる毒性試験は、大きく分けると「急性毒性」と「慢性毒性・長期毒性」を試験するものである。
- (4) 農薬の毒性試験結果から、ADI（一日摂取許容量）とARfD（急性参照用量）が設定される。

解答 

(2)
-----

問19 農薬使用者の責務等に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬を使用した場合には、使用年月日、使用農作物、使用農薬の種類や希釈倍数等を帳簿に記載するよう努める。
- (2) 食用農作物及び飼料用農作物に対して農薬を使用する場合は、農薬使用者が遵守すべき事項である農薬使用基準に違反すると、罰則の対象となる。
- (3) 農薬使用基準の違反事例には、使用する農薬への慣れによる農薬使用基準の確認不足が原因のものがある。
- (4) 同一の有効成分を含む複数の農薬を併用し、総使用回数を超過した場合、農薬が異なれば農薬使用基準違反にはならない。

解答 

(4)
-----

問20 農薬の安全使用に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 農薬による中毒事故の原因には、土壌くん蒸処理後の被覆不良などの作業管理不良が含まれる。
- (2) 農薬の調製時には、マスクや手袋、保護メガネ等の防護装備を着用する。
- (3) 農薬散布中に喫煙・飲食をしても問題はない。
- (4) 残った農薬は、ペットボトルや瓶などの他の容器に移し替えてはならない。

解答 

(3)
-----

問21 環境や周辺住民に対する配慮に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び番号を書きなさい。

- (1) 住宅地や公園等では、農薬使用の回数や量の削減等の配慮が必要である。
- (2) 農薬を散布するほ場の周辺に家畜等がいる場合、家畜等に対する安全を確保するため、畜産農家等と農薬散布について事前に十分に話し合っておく必要がある。
- (3) 水田での農薬の使用に当たっては、決められた「止水日数」を守り、水系への流出を防ぐことが大切である。
- (4) 公園・街路樹等における病害虫・雑草管理では、農薬散布以外の防除方法の検討は必要だが、住民への周知などの配慮は必要ない。

解答 

(4)
-----

問22 農薬飛散（ドリフト）防止対策に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の飛散は公共用水域等の汚染に加え、散布者への農薬被曝の一因でもある。
- (2) 飛散（ドリフト）のリスクは、風速や散布法、散布粒子の大きさ、散布量などによって異なる。
- (3) 農薬飛散防止対策では、風が強い時でも風向に気を付ける必要はない。
- (4) 農薬の飛散を防止するためには、周辺農作物の栽培者と連携した取組も必要である。

解答 

(3)
-----

問23 岩手県農薬管理使用アドバイザーに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農林水産大臣が認定する資格であり、他の都道府県にも同様の制度がある。
- (2) 岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定制度は、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に寄与することを目的としている。
- (3) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬の安全性に関する知識のみならず、農薬の適正使用に関する知識を深めなければならない。
- (4) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬取締法など関係法規や病虫害・雑草の発生生態や防除に関すること、農薬全般に関する一般的な事項についても十分な知識を有することが求められる。

解答 

(1)
-----

問24 岩手県農薬管理使用アドバイザーの役割に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の使用者に対し、指導助言を図り、農薬の安全かつ適正な推進に当たる。
- (2) 都道府県が行う農薬の安全使用の推進活動・研修会などについて積極的に参加する。
- (3) 都道府県の要請により、農産物の残留農薬分析を行う。
- (4) 農薬の適正使用について、自らも率先してこれを行う。

解答 

(3)
-----